

平成 30 年度 第 6 回幹事会議事録 要約

開催日時：平成 30 年 9 月 15 日(土) 16 時 05 分～18 時 15 分

開催場所：大阪産業大学 梅田サテライトキャンパス

成立要件：出席者 17 名（委任状 7 名）、欠席者 0 名（※定足数 16 名以上）

1. 報告事項

- (1) 運営事業部 9 月 15 日(土) 15 時から部会を開催。次年度の通常代議員会の開催場所について、次回の部会で結論を出す。

大学祭に参加する支部への助成金は最大 3 万円とし、大学祭開催時（11/3 または 11/4 日）に助成金の申請書を基に支給する。また、大学祭に参加する支部には具体的な企画内容を提出していただき、テントの割り付けをする。

- (2) 会計長より、校友会旅費規程にある旅費の金額は実費支給であること、宿泊費も実費支給であることが確認された。

- (3) 事務局より、校友会事務長について、大学側で派遣社員の事務長を検討していただいているが、10 月の着任は難しい状況である。

新任の岩橋さんは 9 月 3 日より勤務されている。西岡さんは 9 月末で退職される予定で、現在、お二人には引き継ぎ業務をお願いしている。

- (4) 平成 30 年度の内部監査について、平成 30 年 6 月 15 日(金)13 時 30 分～15 時 15 分、校友会事務室で内部監査が実施された。校友会会員の個人情報に関連した改善項目の指示があり、庶務課長と改善内容の調整を進めることになった。

- (5) 10 月 27 日(土) 大阪産業大学 16 号館 3 階会議室、16:00～18:00 第 2 回臨時幹事会を開催する。

- (6) 慶弔に関する事務取扱細則について、次回幹事会で内容の検討をする。

- (7) 会長より、新潟県支部、北海道など、支部役員と会員の高齢化について検討したいので意見をいただきたい、との依頼があった。

- (8) 第 29 回校友会親睦ゴルフ大会について

弓場会長より、第 29 回親睦ゴルフ大会が台風の影響で、ゴルフ場が閉鎖になったため中止になった。発注済みの景品の海産物の半分を業者に買い取ってもらった。ゴルフ大会の中止に伴う費用 5 万円は校友会から補填したいとの説明があり、了承された。

- (4) その他

- ・ 10 月 14 日(日) 13:00～15:00 大阪産業大学 16 号館 3 階会議室

校友会 50 周年記念事業準備委員会を開催する。

委員：弓場、芝原、宮井、今村、勝、高見、能智、宇崎

- ・ 10 月 14 日(日) 15:00～18:00 大阪産業大学 16 号館 3 階会議室

校友会会則改正委員会を開催する。

委員：弓場、今村、高見、西、吉岡、大久保

2. 協議事項

- (1) 校友会テントの運営について

総務部より大学祭期間中の校友会テント運営について説明があり、現時点でのテント運営希望者は幹事 3 名と少ないため、更に協力者を募ることになった。

(2) 第76回通常代議員会の開催場所について

次回の幹事会で運営事業部の提案をもとに、第76回通常代議員会の開催場所の結論を出すことになった。

(3) 西日本豪雨および大阪府北部地震による義援金の募集と給付

総務部より、義援金の収支についてお見舞い金が不足することが報告され、その対応については継続して検討することになった。

(4) 北海道地震(9/6)への対応について

北海道地震をお見舞い金の給付対象とすることが承認され、北海道支部の支部長、会員にお見舞い金給付の受付案内を郵送する。

(5) 幹事会の追加開催について

10月27日(土)16:00～、大学16号館会議室で第2回臨時幹事会を開催する。

(6) その他

- ・会長の校友会運営方針、活動方針を示し、予算に反映してほしいとの要望があった。
- ・会長より、会則改正の意見を9月30日までに事務局へ提出していただきたいとの要請があった。

3. 審議事項

(1) 国債(30.9.30償還)の取扱いについて

会計長より、国債の説明と地方債の説明があった。安全かつ利率の高い愛知県地方債を購入したいとの提案を審議した結果、承認された。

(2) 第75回通常代議員会議事録の一部修正について

議事録の一部修正が承認された。既に署名をいただいた4名の署名人には、正誤表と第75回通常代議員会議事録修正版に理由書を添付して送付し、再度署名を依頼する。その後、代議員に議事録修正版を郵送することが承認された。

(3) 平成30年度学生団体助成金の配分について

学生団体助成金について、学生(クラブ顧問、サークル責任者等に)に大学祭開催日に助成金を交付ことが承認された。

(4) 幹事辞任について

吉田氏、石田氏の辞任届について承認された。今後は幹事会の報告事項とすることが確認された。

(5) その他

- ・2名の幹事辞任に関連して、幹事補充の告示をホームページで周知する。支部長には幹事補充の案内を送付する。

以上